

千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第5次)



令和4年3月

千 葉 県

はじめに

配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そして、DVはその多くが家庭内で起こるため、時には子どもをも巻き込み、発見や対応が遅れ被害が長期にわたり深刻化しやすいという特性があるとされています。DVを許さない社会に向けて、関係機関との一層の連携強化等により、DV防止及び被害者支援等の施策の推進が必要です。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が成立し、翌年の4月に完全施行されてから20年が経過しました。この間、千葉県では千葉県男女共同参画計画（平成13年3月策定）及び平成18年4月からは千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第1次～第4次）に基づき、配偶者暴力相談支援センターの設置等DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で相談や支援が受けられる体制整備などDV対策に取り組んでまいりました。こうした中で令和2年度の県及び市町村のDV相談件数は、14,970件で、過去5年間は毎年15,000件に迫る水準で推移しており、今後もより一層の対策が求められます。

今般、現行計画（第4次）期間の終了を迎えることから、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標とする第5次の千葉県DV防止・被害者支援基本計画を策定しました。この計画では、児童虐待対応部門とDV対応部門とがより緊密に連携してDV被害の影響を受けた子どもたちへの支援を行うとともに、加害者対策の推進や、多様性に配慮したDV被害者相談体制の充実に取り組むこととしています。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を評価するとともに、千葉県DV防止対策検討会議からの御助言・御提案のほか、市町村、民間支援団体、パブリックコメント、さらにはDV被害者の方からの御意見を伺いながら進めてまいりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、DVの根絶とDV被害者への支援に取組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

千葉県知事

熊谷 俊人